

企業の脱炭素経営に向けた計画策定支援事業助成金交付要綱
(SBT 認定の取得支援)

(制定) 令和 7 年 7 月 14 日付 7 都環公地温第 2900 号理事長決定

(通則)

第 1 条 企業の脱炭素経営に向けた計画策定支援事業助成金（以下「本助成金」という。）の交付については、本要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この要綱は、企業の脱炭素経営に向けた計画策定支援事業実施要綱（令和 7 年 2 月 25 日付 6 産労産計第 933 号。以下「実施要綱」という。）第 5 2 に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が事務を執行する「企業の脱炭素経営に向けた計画策定支援事業」（以下「本事業」という。）における助成金（以下「本助成金」という。）の交付に関する必要な手続等を定め、業務の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第 3 条 本要綱における用語の定義は、実施要綱に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 一 会社とは、株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。
- 二 中小企業者とは、第一項の会社であり、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に定める中小企業者（ただし、ソフトウェア業又は情報処理サービス業については、資本金規模 3 億円以下又は従業員規模 300 人以下の者）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 大企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の 2 分の 1 以上を所有している。
 - イ 複数の大企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の 3 分の 2 以上を所有している。
 - ウ 大企業の役員又は職員が、当該中小企業者の役員の総数の 2 分の 1 以上を兼務している。
- 三 大企業とは、第一項の会社であり、第二項の規模を超えるものをいう。
- 四 SBT 認定とは、企業が科学的知見に基づいて設定した温室効果ガス排出削減目標が、パリ協定に準じていることの認定をいう。

(助成対象者)

第 4 条 本助成金の交付対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、第 5 条の助成対象事業を実施するものであって、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- 一 次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 東京都内（以下「都内」という。）に本店を有する中小企業者
 - イ 都内に本店を有し、SBT 認定を取得するにあたり、その目標としてサプライヤーに SBT 目標を設定させることを掲げる大企業
- 二 次の各号のいずれにも該当しないもの
 - ア 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
 - イ 暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）
 - ウ 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの
 - エ 過去に税金の滞納があるもの、刑事上の処分を受けているものその他の公的資金の交付先として社会通念上適切でないと認められるもの

(助成対象事業)

第5条 本助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、SBT 認定の取得とする。

(助成対象経費)

第6条 本助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、第5条に定める助成対象事業に要する経費で、かつ第11条第1項の規定により公社が交付決定した日以降に、SBT 事務局への SBT 認定に係る申請及び支払い、並びに SBT 認定取得に係るコンサルティング等の契約及び支払いを行う経費とする。

(本助成金の額)

第7条 本助成金の交付額は、次の各号に掲げる助成対象者に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。なお、本助成金の交付額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 一 第4条第1号アの場合の交付額は、助成対象経費の3分の2とし、上限額は80万円とする。
- 二 第4条第1号イの場合の交付額は、助成対象経費の2分の1とし、上限額は600万円とする。

(本助成金の交付申請)

第8条 本助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（第1号様式）及び別表第1に掲げる書類を公社に提出するものとする。

- 2 公社が受付けた申請書類に不備がある場合、第1項の規定により交付申請した助成対象事業者又は第10条に規定する手続代行者に修正を求めた日の翌日から起算して60日以内に助成対象事業者が当該不備の修正を行わないときは、その申請を撤回したものとみなす。

(本助成金の申請の受付)

第9条 前条の規定による助成金の交付申請の受付期間は、公社が別に定める期間とする。ただし、天災地変その他申請者の責に帰することのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、この限りではない。

- 2 公社は、前項の規定による申請を、先着順に受理するものとし、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計が公社の予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって、申請の受理を停止する。
- 3 前項の規定にかかわらず、公社は、予算超過日に複数の申請があつた場合は、当該複数の申請について抽選を行い、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計が公社の基金を超えない範囲で受理するものを決定し、当該申請者に対して抽選の結果を通知する。
- 4 過去に本助成金の交付を受けている同一助成対象事業者における助成対象事業に係る経費に対する交付申請を受理することはできない。

(手続代行者)

第10条 第8条第1項の規定による本助成金の交付の申請及び第20条第1項の規定による実績の報告を行おうとする助成対象者は、申請に係る手続の代行を、第三者に対して依頼することができる。

- 2 前項の規定による依頼を受け本助成金の交付の申請に係る手続の代行を行う者（以下「手続代行者」という。）は、第4条二に該当しないものでなければならない。
- 3 第1項の規定による手続代行者は、本要綱及びその他公社が定める交付申請等に係る全ての要件を理解し、申請者との連携を図り、事業が円滑に推進できるよう努めなければならない。
- 4 公社は、必要に応じて、手続代行者が行う手続について調査を実施し、手続代行者がこの要綱の規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し、代行の停止を求めることができるものとする。

(本助成金の交付決定)

第 11 条 公社は、第 7 条第 1 項の規定による交付申請を受けた場合は、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、公社の予算の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行う。

2 公社は、第 7 条第 1 項の申請をした助成対象者に対し、前項の決定において、本助成金を交付する場合にあっては助成金交付決定通知書（第 2 号様式）により、不交付とする場合にあっては助成金不交付決定通知書（第 3 号様式）により通知するものとする。

(交付の条件)

第 12 条 公社は、前条第 1 項の規定による本助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、同条第 2 項の規定により本助成金の交付決定の通知を受けた助成対象者（以下「助成事業者」という。）に対し、交付の条件として、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

一 本助成金の交付は、SBT 認定取得を保証するものではないことを承知すること。

二 助成事業者は、本事業の目的を達成するために必要な資料及び情報等を公社が求めたときは、公社の指定する期日までに公社に提供すること。この場合において、助成事業者は、手続代行者に、当該資料、情報等を公社に提供させることができる。

三 助成事業者は、公社が現地調査等を実施する必要があると認めた場合は、当該現地調査等に協力すること。

四 助成事業者は、助成対象経費について同一テーマ・内容で公社、国、都道府県又は区市町村等から交付される他の助成金等を受給しないこと。

五 助成事業者は、助成事業の実施に当たり本交付要綱その他法令の規定を遵守すること。

六 都が行う本事業の効果の分析等に必要な書類の提出及び現地調査等に協力すること。

2 公社は、前条第 1 項の規定による本助成金の交付決定に当たり、前項に掲げるもののほか、助成事業者に対し、本事業の目的を達成するためその他公社が必要と認める条件を付することができるものとする。

(申請の撤回)

第 13 条 助成事業者は、第 11 条第 1 項による本助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、同条第 2 項の本助成金の交付決定の通知を受領した日の翌日から起算して 14 日以内に交付申請撤回届出書（第 4 号様式）を公社に提出し、申請の撤回をすることができる。

2 公社は、前項の交付申請撤回届出書の提出があったときは、その内容を都に報告するものとする。

(助成事業者情報の変更に伴う届出)

第 14 条 助成事業者は、名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等を変更した場合は、速やかに住所等の変更届出書（第 5 号様式）を提出しなければならない。

(助成事業の承継)

第 15 条 助成事業者の地位の承継が行われた場合において、その地位を承継した者（以下「承継者」という。）が当該助成事業を継続して実施しようとするときは、承継者は、遅滞なく助成事業承継承認申請書（第 6 号様式）により公社に届け出なければならない。

2 公社は、前項の助成事業承継承認申請書の内容が適当と認められる場合は、これを承認し、承継者に対し、助成事業承継承認決定通知書（第 7 号様式）により通知するものとする。

3 第 1 項の場合において、本助成金の交付に伴う全ての条件、義務は承継者に移転するものとし、本要綱上、「助成事業者」とあるのは、「承継者」と読み替えて、各規定を適用する。

(助成事業の変更)

第 16 条 助成事業者は、助成事業の内容を変更しようとするときは、遅滞なく助成事業計画変更申請書（第 8 号様式）を提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- 2 公社は、前項の申請を受け、その内容が妥当であると認めたときは、変更を承認するものとする。ただし、助成金交付予定額の増額は認めないものとする。
- 3 公社は、前項の承認をしたときは、その旨を当該助成事業者へ通知するものとする。
- 4 公社は、第2項の承認に当たり、必要に応じ条件を付することができるものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第17条 公社は、本助成金の交付決定後、天災地変その他本助成金の交付の決定後生じた事情の変更により助成事業の全部又は一部を実施する必要がなくなった場合においては、本助成金の交付決定の全部又は一部を取消し、又はその他の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

(債権譲渡の禁止)

第18条 助成事業者は、交付決定によって生じる権利の全部又は一部について、第三者に対して譲渡をし、又は第15条第2項による公社の承認がなく承継をしてはならない。

(助成事業の廃止)

第19条 助成事業者は、助成事業を廃止しようとするときは、速やかに助成事業廃止届出書（第9号様式）により公社に報告しなければならない。

- 2 公社は、前項の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、妥当であると認めたときは、当該申請に係る助成事業の廃止を承認するものとする。

(実績の報告)

第20条 助成事業者は、第11条第1項の規定に基づく SBT 認定を取得した月の翌月から起算して6カ月目の末日（閉庁日の場合は直前の開庁日）又は公社が別に指定する期限のいずれか早い日までに助成事業実績報告書兼助成金交付請求書（第10号様式）及び別表第2に掲げる書類（以下これらを「助成事業実績報告書等」という。）を公社に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による提出について、天災地変その他助成事業者の責に帰すことのできない理由として公社が認めるものにより期限内の提出ができない場合にあっては、公社が認める期日までにを行うものとする。

(助成金の額の確定及び助成金の交付)

第21条 公社は、前条第1項の規定による提出を受けた場合には、その内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該助成事業の内容が第11条第1項による交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、速やかに助成金確定通知書（第11号様式）により当該助成事業者へ通知し、本助成金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第22条 公社は、助成事業者又は手続代行者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第11条第1項の規定に基づく本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。この場合において、助成事業者等から業務を受託した者が不正手続き等を行ったときは、当該助成事業者等が当該業務を受託した者と共に不正手続き等を行ったものとみなして本条を適用する。

- 一 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
 - 二 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
 - 三 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
 - 四 交付決定を受けた者（法人にあっては代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団等又は暴力団に該当するに至ったとき。
 - 五 その他本助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。
- 2 公社は、前項の決定に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

- 3 第1項の規定は、第20条第1項に規定する本助成金の額の確定後においても適用するものとする。
- 4 公社は、第1項の規定による取消しをした場合は、速やかに助成金交付決定取消通知書（第12号様式）当該助成事業者へに通知するものとする。
- 5 本事業に係る都から公社への助成が終了しているときは、第1項及び第4項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

（本助成金の返還）

- 第23条 公社は、助成事業者に対し、第17条第1項又は前条第1項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該被交付者に対し、期限を付して当該本助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 2 助成事業者は、前項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本助成金を公社に返還しなければならない。
 - 3 助成事業者は、前項の規定により本助成金を返還したときは、公社に対し、助成金返還報告書（第13号様式）を提出しなければならない。
 - 4 前項の規定は、次条第1項の規定による違約加算金及び第25条第1項の規定による延滞金を請求した場合について準用する。
 - 5 本事業に係る都から公社への助成が終了しているときは、第1項から第3項までの規定（前項で準用する第3項を含む。）中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

（違約加算金）

- 第24条 公社は、第22条第1項の規定による取消しを行った場合において、助成事業者に対し、前条第1項の規定により返還請求を行ったときは、当該助成事業者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。
- 2 助成事業者は、前項の規定による違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
 - 3 前項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てられるものとする。
 - 4 本事業に係る都から公社への助成が終了しているときは、第1項及び第2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

（延滞金）

- 第25条 公社は、助成事業者に対し、第23条第1項の規定により本助成金の返還を請求した場合であって、当該助成事業者が、公社が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該助成事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。
- 2 助成事業者は、前項の規定による延滞金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
 - 3 前項の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納額の一部分が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
 - 4 本事業に係る都から公社への助成が終了しているときは、第1項及び第2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

（他の助成金等の一時停止等）

第 26 条 都は、助成事業者に対し、本助成金の返還を請求し、助成事業者が当該助成金、違約加算金若しくは延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一部停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとする。

(助成事業の経理)

第 27 条 助成事業者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。

2 助成事業者は、前項の書類を第 20 条第 1 項に規定する助成事業実績報告書兼助成金交付請求書を提出した日の属する公社の会計年度終了の日から 5 年間保存しておかなければならない。ただし、天災地変その他助成事業者の責に帰することができない理由として公社が認めるものがある場合はこの限りでない。

(調査等)

第 28 条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、助成事業者に対し、助成事業に関する報告を求め、助成事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類を調査し、又は関係者に質問することができる。

2 助成事業者は、前項の規定による報告の徴収、助成事業者の事業所等への立ち入り又は調査を受けたときは、これに応じなければならない、及び同項の規定による関係者への質問を妨げてはならない。

(指導、助言等)

第 29 条 公社は、本事業の適切な執行のため、助成事業者に対し適切な指導及び助言を行うことができる。

(個人情報の取扱い)

第 30 条 公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者に係る個人情報及び企業活動上の情報（以下「個人情報等」という。）については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供することができる。

2 前項及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た助成対象者の個人情報等について、本人の承諾なしに、第三者に提供しないものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第 31 条 次の各号に掲げる本事業に係る手続については、公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。なお、申請書等の提出が電子情報処理組織を使用する方法によって行われたときは、公社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に公社に到達したものとみなす。

- 一 第 8 条第 1 項の規定に基づく本助成金の交付の申請
- 二 第 13 条第 1 項の規定に基づく本助成金の申請の撤回
- 三 第 14 条第 1 項の規定に基づく助成事業者情報の変更の届出
- 四 第 15 条第 1 項の規定に基づく助成事業の承継承認の申請
- 五 第 16 条第 1 項の規定に基づく助成事業の変更の届出
- 六 第 19 条第 1 項の規定に基づく助成事業の廃止の届出
- 七 第 21 条第 1 項の規定に基づく助成事業の実績の報告

(電子情報処理組織による手続等)

第 32 条 次の各号に掲げる本事業に係る手続については、公社は電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

- 一 第 11 条第 2 項の規定に基づく本助成金の交付決定の通知
- 二 第 15 条第 2 項の規定に基づく本助成事業の承継承認決定の通知

三 第 21 条の規定に基づく本助成金の確定の通知

(その他必要な事項)

第 33 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うため必要な事項は、公社が別に定める。

附則（令和 7 年 7 月 14 日付 7 都環公地温第 2900 号）

この要綱は令和 7 年 7 月 15 日から施行する。

別表第 1（第 8 条関係）

No.	提出書類	中小 企業者	大企業	備考
1	助成金交付申請書（第 1 号様式）	○	○	
2	登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○	○	発行後 3 か月以内のもの
3	直近の決算報告書の写し	○	○	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表 等
4	直近の法人事業税及び法人住民税の納税証明書（都税事務所発行）の写し	○	○	
5	会社概要（任意様式）	○	○	
6	SBT 認定取得に係るコンサルティング等費用の見積書	○	○	助成対象以外の経費が含まれる場合、助成対象経費がわかるように記載すること

別表第2（第20条関係）

No.	提出書類	中小 企業者	大企業	備考
1	助成事業実績報告書兼助成金交付 請求書（第10号様式）	○	○	
2	SBTi 認定の取得を証する書類の写 し	○	○	SBTi からの受付完了メールの写し 等
3	SBTi の HP で公開されている申請 企業情報の画像データ	—	○	
4	SBTi に支払ったことが分かる領収 書等	○	○	インターネットバンキングの振込 明細も可 振込依頼のみで支払われたことが 確認できないものは不可
5	SBTi 認定取得に係るコンサルティング 等の業務委託契約書	○	○	助成対象以外の経費が含まれる場 合、助成対象経費がわかるように 記載または別紙を添付
6	コンサルティングの契約先に支払 ったことが分かる領収書等	○	○	インターネットバンキングの振込 明細も可 振込依頼のみで支払われたことが 確認できないものは不可
7	振込口座が確認できる資料	○	○	金融機関名、支店名、口座名義人、 預金種別、口座番号がわかるもの 通帳のコピー等